

昭和二十五年四月十日(月曜日)
午前十一時二分開会

四月十日委員大屋晉三君、大野木秀次郎君、小杉繁安君及び門屋盛一君辭任につき、その補欠として島津忠彦君、小林米三郎君、横尾龍君及び大隈信幸君を議長において指名した。

本日の会議に付した事件

○恩給法等の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○連合委員会開会の件
○日本政府在外事務所設置法案（内閣

提出、衆議院送付)
○賠償庁臨時設置法の一部を改正する

○法律案(内閣提出、衆議院送付)
○北海道開発法案(内閣提出、衆議院

送付)

○委員長（河井彌八君）　これより内閣委員会を開会いたします。

議事の都合上、恩給法等の一部を改正する法律案、これは予備審査であります。したが、これを議題といたします。先ず政府より提案の理由の説明を願います。

○政府委員（三橋則雄君） 只今議題となりました恩給法等の一部を改正する法律案につきましてその提案理由を説明申し上げます。今回政府がこの法律案によりまして、恩給法等に改正を加えんといたします事項は、凡そ次の諸点にこれを要約することができますのであります。

第一点は、現行給與法令が適用され

る恩給年額の改定に關するものである。現在支給されております恩給は、その年額計算の基礎となつておりまする俸給の点から見ますと、凡そ次の三つにこれを大別することができるのであります。即ちその一は、昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給でありまして、昭和二十三年七月、法律第百九十号、恩給法臨時特例別表第三号表に掲げられている仮定俸給年額を基礎として計算された年額に改定されておるものであり、その二は、昭和二十三年七月一日以後に給與事由の生じた恩給でありまして、現行給與法令が適用される前の俸給を基礎として計算されておる年額のものであり、その三は、現行給與法令による俸給を基礎として計算されておる年額

に差異ができてゐるのが実状であります。而して現行給與法令による俸給を算する。而して計算された恩給の金額でさへも、現在におきましては必ずしも十分な金額であるとは断言し難いように思ふので、この恩給よりも低い支給水準に属する恩給の金額につきましては、尙一層その感を深くいたします。この低い水準に属する恩給、即ち前に述べました一および二に属する恩給につきましては、その年額に、これを改定いたしましたので、昭和二十五年一月分から支給いたそうとすることを定めてあります。この法律案の附則第二項から第四項までがこれに関する規定であります。

いたそうとするのであります。この法律案の第二條中の恩給法臨時條例第七條第一項及び第八條第二項の改正規定、並びに附則第五項から第七項までの規定がこれに関する規定であります。

第三点は、いわゆる多額所得者の普通恩給の一部停止に関する規定の改正であります。現行恩給法臨時條例によりますと、普通恩給年額一万五千元以上で、恩給外の所得年額十五万円を超える者につきましては、普通恩給年額と恩給外の所得年額の合算額に応じ、普通恩給の一部を停止することになっておるのでありますが、この法律案によりまして、現行給與法令適用前の俸給を基礎として計算されている普通恩給の年額が改定されることになりますること、最近の経済状況の推移に鑑みまして、これを改めて、普通恩給年

熊様からいたしまして、恩給法上警部補、巡査部長及び巡査たる警察官と同じような取扱をすべきものと考えられますので、これらの海上保安官を、これらの警察官と同じように取扱ひ、恩給法上警察監獄職員として指定いたそうとするのであります。この法律案の第一條中の第二十三條第五号の改正規定がこれに關する規定であります。

又特定郵便局長は、従来、恩給法上準文官たる準公務員として取扱われておつたのであります。先般特定郵便局制度が改正されまして、恩給法上文官たる公務員となつたのであります。現行恩給上の取扱ひをいたしまして、準公務員たる準教育職員が引續き公務員たる教育職員になりました場合には、公務員としての在職に引續いておる準公務員としての在職年の二分の一を、公務員としての在職年に通算する

の恩給であります。この三つに大別された恩給につきまして、その年額計算の基礎となつてゐる俸給の支給水準について考えますと、その三に属するものは、その二に属するものよりも、又その二に属するものは、その一に属するものよりも高くなつておるのであります。従つてその恩給の支給水準は、その三に属するものは、その二に属するものよりも、又その二に属するものよりも、

第二点は、増加恩給、又は傷病年金の家族加給及び扶助料の扶養遺族加給給付の増額に關するものであります。現行恩給法臨時特例によりますと、増加恩給、又は傷病年金の家族加給及び扶助料の扶養遺族加給の金額は、扶養家族一人に対して年額二千四百円になつておるのであります。が、さき頃公務員の在職給與たる扶養親族手当が増額されましたに伴ひます。

額三万円以上で、恩給外の所得年額二十万円を超える者につきまして、現行の法のような割合で、普通恩給の一部停止を行うこととしたそうとするのであります。この法律案の第二條中の恩給法臨時特例第三條第一項及び第二項の改正規定がこれに関する規定であります。

第四点は、官吏制度の改正に伴い、新たに恩給法上の公務員となつた者に

ことになつておりますので、この現行恩給法上の取扱に倣ひまして、特定郵便局制度の改正に伴い、準公務員たる特定郵便局長から引続き公務員たる特定郵便局長になつた者につきましては、その準公務員としての在職年の二分の一を公務員としての在職年に通算することとしたそうするのであります。この法律案の附則第八項がこれに関する規定であります。

るものは、その一に属するものよりも高くなつておるのであります。言い換へますと、俸給の支給水準の變つたことによりまして、現に支給されてゐる恩給の支給水準に、退職の時期によ

して、これらの加給の金額につきま
して、右の年額二千四百円を、四千八百
円に増額することとし、現に支給され
ているこれらの加給につきましては、
昭和二十五年一月分から、これを支給

関する恩給法上の措置に関するものであります。海上保安庁の職員の中で、海上警備の第一線に勤務する一等海上保安士、二等海上保安士及び三等海上保安士たる海上保安官は、その職務の

第五点は、地方公務員に対する恩給法の準用規定の整備に関するものであります。地方自治、警察、消防、教育等の諸制度の改正に伴ひまして、恩給法上の公務員が、国家公務員の身分か

ら地方公務員の身分に変わった場合におきましては、これら地方公務員の退職後の給與制度につきまして、何分の決定を見ますまでの暫定的の措置といひまして、尙当分の間、従来通り、恩給法上の公務員の身分のままに在職する者として取扱ひ、その地方公務員を退職いたしましたときに、恩給法を準用して恩給を支給することとし、各制度改正の際のそれらの法律の中に、これに関する規定が設けられておるのでありますが、これらの法律の規定につきまして、その実施後の事務取扱の実情に鑑み、今後一層恩給事務の円滑なる運営を図るため、この際、注釈的規定を加えまする等、所要の改正をいたそうとするのであります。この法律案の第三條から第八條までの規定がこれに関する規定であります。

第六点は、図書館法の制定並びに建設省建築出張所及び教護院の職員の都道府県移管に伴う恩給法上の善後措置に関するものであります。

地方自治法の施行に伴ひまして、公立図書館職員の身分は、政府職員の身分から都道府県職員の身分に変わったのであります。地方自治法施行の際、恩給法上の公務員であつた者が、引き続き公立図書館職員になりました場合には、昭和二十二年法律第七十七号恩給法の一部を改正する法律附則第十條の規定により、従前の身分のまま勤務するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用することになつておるのであります。而してこのたび、新たに図書館法が制定されますと、図書館法施行の際現に市町村の設置する図書館に勤務する職員で、地方自治法施行の際官吏であつた者は、別に辞令

を發せられない限り当該図書館を設置する市町村の職員に任命されたものとされることになりましたので、市町村の職員になりましたこれらの者をも従前の恩給法上の教育職員の身分のまま勤務するものとみなし、当分の間、恩給法の規定を準用することとしたそうとするのであります。この法律案の附則第九項の規定がこれに関する規定であります。次に、先般建設省の建築出張所が廃止され、その事務及びその事務に従事していた職員が、國から都道府県に移管され、又今回都道府県立の教護院の職員の身分が、政府職員の身分から都道府県職員の身分に変わることにになりましたので、これらの職員につきましても、前述の公立図書館の職員の場合と同じ様に、当分の間、恩給法の規定を準用することとしたそうとするのであります。この法律案の附則第十項及び第十一項の規定がこれに関する規定であります。

第七点は、恩給法上の特殊公務及び在職年の加算に関する規定の改正であります。恩給法上の公務員が、職務を以て海難、火災その他の災害による危険を救助又は防止するに當りまして、その危険を予断し得るに拘わらず、敢てこれを冒して、その職務を執行いたしましたために受けた傷病疾病及び職務を以て機雷の掃海作業に従事中に受けた機雷による傷病疾病を、特殊公務に因る傷病疾病として取扱ひ、又海上保安庁の排水量百五十トン以下の木造巡視船や、排水量二百五十トン以下の木造掃海船の乗組員の勤務につきまして、その不健康な勤務の実情に鑑み、これを不健康業務の加算の付く業務として指定し、又静岡県加茂

郡神子元島、及び福岡県糸島郡島帽子島につきまして、その辺陞にして不健康な環境に鑑み、これを辺陞又は不健康な地域の加算の付く地域として指定したそうとするのであります。この法律案の第一條中の恩給法別表第一号表の三、恩給法第三十八條の四及び恩給法別表第一号表の改正規定がこれに関する規定であります。

以上の外、人事委員会規則が人事院規則に、又法務庁事務官が法務府事務官に改められたことに伴う字句の修正のごとき簡単な改正その他、制度の改正に伴い不要となりました條項の整理等をいたそうとするのであります。この法律案の第一條中の恩給法第十三條、第二十三條第三号及び第四号、第八十二條第八十二條の二の改正規定、この法律案の第二條中の恩給法臨時特例第一條第二項の改正規定、並びにこの法律案の第九條の規定がこれに関する規定であります。

以上が、この法律案を提出するに至りました理由であります。尙詳細なことにつきましては、御質問に應じまして説明申上げたいと存じます。何とぞ御審議の程願ひ上げます。

○委員長(河井彌八君) この際何か御質疑がありますれば御発言願ひます。○島津忠彦君 この新しい支給を實施されます時期でございませう、そのお見込を伺いたいのです。○政府委員(三橋則雄君) この増額のことだと思ひますが、この増額につきましては昭和二十五年の一月分から恩給について増額をいたすことになつております。ただ現実に増額しました恩給を支拂いたしますのは、恩給の七月渡しの分を支給いたしますときか

ら若干お渡しできると思ひますが、全部の恩給について一月に廻りまして、一月分からの恩給を支拂することができるかどうかというところは、ちよつと今のところは困難じやないかと思ひます。一部でも七月にはお渡しするようになふにいたしたいと思つております。十月までには恩給局で裁定いたしました増額分を、全部増額の分を支拂ひするようになふに大体予定を立てて事務を進めておるところでござい

○委員長(河井彌八君) 予算はよろしいのですか。二十五年一月から三月までですね、それはどうなつておりますか。予算はよろしいうございませうか。○政府委員(三橋則雄君) ええ、よろしいうございませう。

○委員長(河井彌八君) これは私は間違ひじやないかと思ひますが、賀茂郡を「加える」という字が書いてありますが、「賈す」という字じやないのですか。これは調べて置きますが、間違ひしてたら正誤でも出して置きますよう。私はそういうふうに思ひます。○政府委員(三橋則雄君) そうでございませうか。○委員長(河井彌八君) 法律のどこかにありますね。○政府委員(三橋則雄君) そうでございませうか。それは悪うございませう。○政府委員(三橋則雄君) 「賈す」という字じやなくて「賈す」という字ですか。これは「かも」と読むのでございませう。○委員長(河井彌八君) 賀茂郡……そうするとよく調べて置きます。若し間違つておつたら……○政府委員(三橋則雄君) 分りまし

た。早速いたします。○委員長(河井彌八君) 只今御説明になりました恩給を受ける種類が三つばかり違ひますね。そのおの／＼の人数及びその金額等についてお調べがございませうか。○政府委員(三橋則雄君) 昭和二十三年の末におきまして調べたところによりますと、昭和二十三年六月三十日以前の退職者が殆んど全部と申上げていくらいな数であります。昭和二十三年の七月一日から一般政府職員でございませうならば、十一月三十日まで、それからその他の特別職の職員、判検事なんかにつきまして申上げますれば、十月の三十一日まで、一般政府職員は先程申上げましたが、十一月の三十日まで、その間に退職しました者は極く僅かでございます。それから現行の給與法令に規定されております俸給を貰つて退職した者、そうして恩給を貰つておる者、この数は全然ございませう、二十三年末……そこで二十三年末の恩給金額はどれくらいになつておりますかと申上げますと、お手許に差上げてあります表に載つておりますが、この第二表を御覽下さると分ります。第二表のところ昭和二十三年の年金恩給総額といたしまして十八億一千七百四十三万五千余円、こういう金額が出ておりますが、これが即ち昭和二十三年末におきまるところの恩給年金総額でございませう。これを改定いたしました場合には、現実の金額になるかというところは、現実の改定をして見なければ分らないわけでございますが、一応大まかな私達の事務的な推定といたしまして出しました金額では、三十八億八千万円前後ではな

いかと思つております。勿論これは今度改定いたしました結果によりましては増減があると思つておりますが、今度の改正案によりまして、いろいろと推定をいたしました只今の見込みといたしましては、それくらい金額になるのではなからうかと思つております。尚この第二表のところ、昭和二十四年の統計の年金恩給総額を上げておるのでございますが、この年金恩給の二十四年度の分につきましては、これは註の所に書き漏らした点でございますが、それはまだ正確な最後の統計ではございませんで、取敢ずいろいろな点から大まかに統計を取りました結果でございますから、或いは今後正確な統計を取りました場合においては、異動があるかも知らんというところを一応御了承願ひたいと思ひます。そこで昭和二十四年のこの統計からどれくらいになるかと一応推定いたしますと、次のようなことになるのでございます。次のように推定いたしております。これも實際やつて見なければはつきりしたことは分りませんのでございまして、實際の結果は或いは異動があるかも知れませんが、今のところは推定といたしましては、大まかに申上げてこういふことになりま

す。大まかに申しまして昭和二十三年六月三十日以前に退職した人の年金恩給を三千七百円ベース以下の恩給と略称します。それから昭和二十三年七月一日から昭和二十三年の十一月三十日までが一般公務員のいわゆる三千七百円ベースの俸給が行われたのでございまして、特別職の職員とそれから判検事につきましては、現行給與法は一般政府職員よりも一ヶ月早く十一月一日から行われているのであります。これらの俸給で計算した恩給を全部引括めまして、いわゆる三千七百円ベースの恩給と、こういうふうな略称をしまして、それから又昭和二十三年の十一月乃至十二月以後の俸給を基礎として計算した恩給を引括めて六千三百円ベースの恩給と略称しまして申上げますと、三千七百円ベース以下の恩給に相当するものが二十億四千二百万円、これは二十四年度の調べでございます。それから三千七百円ベースの恩給というものが三千六百万円、それから六千三百円ベースの恩給というものが一億四千三百万円、大体そういうふうな大まかな見込でございます。これを改定いたしました場合の金額は、三千七百円ベース以下のものが四十二億五千七百円、三千七百円ベースのものが五千四百万円、それから六千三百円ベースのものが一億四千三百三十六万円、この三十六万円という極く僅かな増加の金が出て来ましたが、これは公務員関係の恩給の加給の金額が増加している関係でございまして、その関係でこれだけの僅かな金額が改定した場合に殖えるという見込でございます。そうしまして総計いたしますと、この昭和二十四年度ではこの表に掲げておりますように、第二表に掲げてありますように、二十二億二千三百二十万六千円余りになつておりますが、これを改定いたしますと、四十四億五千四百三十六万円ぐらゐなる見込でございます。先程からたびたび申上げますように、實際におきましては或いは相当の金額の狂いがあるかも知れませんが、今のところ大体そういうふうに推定いたしております。

す。尚若年停止の金額が、ここには統計表には出ておりませんが、若年停止の金額といたしまして、昭和二十四年の金額は大体一億三千五百万円程ございました。今度若年停止に関する規定が変更すると、いや、違ひました、金額が増額になりますと、若年停止の金額も又変わつて来るものと想像されるのでございまして、この若年停止の金額がどれくらいになるかということ、は、なか／＼判定がつきませんが、一応の推定といたしましては、私達は二億六千五百万円ぐらゐに殖えるのじやなからうと思つております。

○委員長(河井彌八君) 恩給法の改正に関する質疑は、今日は一応この程度に止めて置きたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(河井彌八君) そこでお諮り申上げたいことがあります。外務委員会から日本政府在外事務所設置法案について連合委員会を開会いたしたいというお申込がありました。これはこちらでも御異議はないと思ひますから、如何でございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(河井彌八君) ではさうに決定いたします。

○委員長(河井彌八君) それでは今本会議が始まりましたから休憩いたします。午後一時から委員会を続行いたします。

午前十一時三十一分休憩

午後二時二十六分開会

○委員長(河井彌八君) 内閣委員会を再開いたします。

十條の日割計算の算定の方法です

ね、私にはちよつと分らないのです。私の考え方では、その月に支給せられる総額に勤務の日を掛けて、その月の日数で以て割つたならそれでいいと思ふのでございます。これはそういうふうに出ていないのですが、どういふわけですか。どういふ違ひがどういふわけですか。……これは却つてもよろしゅうございませう。

それからもう一つ、日本の今の現状においては、こういう特殊の事務所を作るというには必要だと思ひます。が、領事館と職務の内容は違ひますかどうですか。その比較を伺ひたい。

○政府委員(島津久大君) 領事館の通常行います仕事の極く一部ということになります。

○委員長(河井彌八君) その異同はどうなのですか。

○政府委員(島津久大君) 領事館と違ひますところは、これは領事館の仕事を一々列挙いたしますと大変なことになるのでありますが、御参考に申し上げますと、例えば今度の事務所でございますことというふうなことがあるのでございませう。領事館でございませうと地方官憲という折衝／＼することができなわけでございます。今度の事務所は公式の折衝をすることができない建前になつております。又職員的身分につきましても領事官というふうな待遇を與えられていないのであります。仕事の面で旅券の取扱、そういうこともできないことになつております。これは一例でございませうが、そういうふうな違ひがございませう。

○力二邦彦君 今のその答弁の反対になるようですが、この説明書による

と、領事館の事務の中、特に限られた範囲の事務を行うということになつておるのですが、限られた範囲の事務という抽象的なことですが、それを具体的に一つ御説明願ひます。

○政府委員(島津久大君) これはこの法案の第三條を御覧願ひます。この第三條の一号と十三号は総括的なものでございまして、二から十二というものが具体的に掲げてございませう。念のために読みますと、第一号は、所在国との間の貿易の振興を図ること。これは貿易の振興という一般的なことを申し上げております。その次は、所在国との間の貿易について所在国の市況及び経済事情を調査すること。市況、経済事情の調査であります。その次は、貿易及び商事関係法令に関する情報を伝達すること。所在国の情報を伝達すること。その次は、貿易及び商事関係法令に関する情報を提供すること。これは本邦の情報を相手国の方に提供するのであります。次は、貿易に関するあつ、貿易に関する照会、こういうものに応ずる。その次は、商品の見本を展示し、又日本との貿易について日本の経済事情に関する情報を向うに提供する。次は、旅行に関する情報を提供すること。以上が貿易関係であります。その次は、国籍、戸籍、或いは証明、遺産の保護、管理をいたします。十二号は本邦の重要な法令、こういうものを在留邦人へ知らせる。具体的に申し上げますと、こういうふうなことでございませう。

○力二邦彦君 これは参考までにちよつとお聞きしたいのですが、先だつても何かラジオとか新聞で聞いたようですが、大量の日本人が、南米かどこか

におる人達が未だに日本の、もう三年四年にもなるのに敗戦の事情も何も知らないというようなことであるというのです。一体そういうことが有り得るのかどうか。この十二号の在留邦人に周知せしめるというような点からいつて、この辺の事情、真相はどうなのか。政府の方で調べておるならば一応開かして頂きたい。

○政府委員(橋本英二君) この前の新聞に出ておりましたのは、恐らくブラジルの関係ではないかと思ひます。ブラジルが主であり、臣道連盟という連盟が主になつて、戦争中からいゝゆる固粋的な主義と活動をしておつたわけでありまして、その後も日本は負けないという事で、いゝゆる負けた、負けないという争ひを続けて来たわけでありまして。最近の情報によりますと、まだ今でもやはり臣道連盟に属する或る種の人達が従来の活動を続けておるという事は、新聞で時々報道せられる通りであります。併しながら日本の現在の状態が、果してそれでは分つていないのかと申しますと、どうも大体今迄のところ殆んどすべて分つておるようでありまして。而もやはり従来の建前やいゝる／＼なことがあつて、従来の活動なり組織を続けておるという事ではないか。政府といたしましては、從來勿論在外の公館がございまして、それから外に送り得る通信関係に制限がいろいろありまして、併しながらその制限の中でも、送り得るものを送るといふ趣旨で、主として日本の主なる新聞を相当部数ブラジル、その外の国にも送りましたが、主としてブラジルへ新聞或いは政府の諸般の刊行

物、つまり政治上、経済上の変化しました建前を知り得るような諸般の刊行物、それから硬いものばかりではないけなというので、戦後の状況を背景にして書いた小説、雑誌等も送りまして、日本人会或いはその他のそういう類似の団体を通じて、日本の現状をできるだけこれらの国の人達に映るよう工作をするという努力を続けて参りましたので、現在のところでは、現状を知らないという事はないと思ひます。ただ従来の建前とかいゝる／＼なことで継続しておるということではないかと思ひます。

○カニエ邦彦君 いずれにいたしましても、そういつたような状況が行われ、それが而も日本人同士の間で対立抗争が行われておるという様なことは甚だ遺憾に思ふのですが、そういつた者に対して、一体政府は何とか早く措置をせなければいかんと思ふのですが、その点対策として何かお考えがあるのですか。

○政府委員(橋本英二君) 直接にとり得る対策は、実は從來も在外公館がございまして、直接の適切な方法はとりにくいのでありますが、今申上げましたような啓蒙をやるということと同時に、最近ブラジル、その外ペルーでもアルゼンチンでも、向うの方から経済関係等を利用して、或いは親族の訪問という様な形で、相当人が我が国を訪問することができるようになりました。そういう方々は大体或る地位の人でありますし、その人達に我々として、いろいろ／＼会つて頼んでおるのと同時に、我々の特にそういう現地の同胞に対して実状を伝えて貰うと

いうような点で頼んでおります。尙最近は相当日本からも、現地への呼び寄せという様な恰好で人も参つておりますので、そういうことで実情を本場に知つて頂けば、そういう点はよくなるのじやないか、できれば誰が適當な人でも派遣をしたいということが、從來政府のみならず、それらの国々との関係のあつた方々の間にもそういう希望があつたのであります。遺憾ながら渡航関係等について制限がありますので、未だに実現せずにおるような状況であります。

○委員(河井彌八君) 如何でしようか。本日は在外事務所の法案は説明を聞くことが主でありましたから、この程度に止めて置きて、更に賠償法臨時設置法の一部を改正する法律案、これは大体この前に議決になつておつておつたので、それと北海道開港法案、この二つの審議に入りたいと思ひますが、如何でしようか。

○委員(河井彌八君) じやさうにいたします。先ず賠償法臨時設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。ちよつと速記を止めて。

○委員(河井彌八君) 速記を始め賠償法臨時設置法の一部を改正する法律案これを議題としまして御審議を願ひます。

大体これまでにすでに質疑応答が終了しておつたものと認めるのですが、別段御意見がなければこれは採決しようと思ひますが如何でしようか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは賠償法臨時設置法の一部を改正する法律案、賛成の諸君の挙手を願ひます。

○委員(河井彌八君) 全員一致であります。では全員一致を以て可決すべきものと議決いたしました。この法案につきましても委員長報告は、委員長にお任せ願ひすることに御異議ありませんか。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。尙賛成の諸君の御署名を願ひます。

○委員(河井彌八君) 次は北海道開港法案、これを議題といたします。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではこれは早速その手続をとることにいたします。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではこれは早速その手続をとることにいたします。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではこれは早速その手続をとることにいたします。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではこれは早速その手続をとることにいたします。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではこれは早速その手続をとることにいたします。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではこれは早速その手続をとることにいたします。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではこれは早速その手続をとることにいたします。

○委員(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それではこれは早速その手続をとることにいたします。

案とのがね合ということについてお伺いしたい。

○政府委員(高辻正己君) 極めて御尤もな御質問を受けたわけでございますが、私共の見解をいたしましては、こう考へておるわけでございます。御承知のように憲法第九十五條の住民投票の規定と申しますのは「一の地方公共団体のみに適用される特別法」について適用があるものであるものであります。併しながら北海道開発法は北海道という地域を対象として開発を行うことに關するものではありませんけれども、それについて国の施策なり国の機関を定めた法律なのでございまして、北海道という地方公共団体そのものにつきては、特別の規定を設けようとするものではないのでございまして、この法律を御覽頂きますと、第一條、第二條等に見えます「北海道」というのは、いずれも北海道という地方公共団体を言うのではなくして、地理的名稱である北海道を指しておるのでございまして、従つて憲法第九十五條に言ひますところの「一の地方公共団体のみに適用される特別法」とは言い難いのでございまして、従つて住民投票は不要と考へておる次第でございまして、○委員長(河井彌八君) ちよつと申上げますが、増田官房長官は司令部に行かなければならぬのでここに今出ることができないと言つて参りました。

○浅岡信夫君 そうですと今の説明によりまして、この北海道というものは、曾て或いは広島府の平和都市建設法とか或いは長崎の國際都市建設法というやうなものにありましては、この住民投票というものを出したのであります。この北海道開発法というものの

に對しては今の説明でその必要はないということなんでございませぬ。

○政府委員(高辻正己君) さうでございます。

○浅岡信夫君 この第二條の二項の「開発計画は、北海道における土地、水面、山林、鉱物、電力その他の資源を総合的に開発するための計画とし、その範圍については、政令で定める。」とありますが、その水面というものは、これは何ですか。どういふ範圍のものを指しておるのでありますか。

○政府委員(高辻正己君) ここに掲げられております「水面」といふ資源につきましては、この第二項に掲げられておりますように、その計画を立てる場合にございましては、その計画自体は、今後北海道開発庁におきましていろいろ研究がなされるわけでござい

ますが、その研究ができました結果は、その範圍については政令で定めるというところになつておられますけれども、水面という水の意味につきましては、まあ簡単にいいますれば水産資源というやうなものを実は水面という資源の名稱で以て抑えたつもりでございまして、従つて水面というものは実はその水面の區域を示しておるのであります、勿論その水中もこれに含まれて考へておるわけでございまして。

○浅岡信夫君 今の説明で水面というのは、要するに水産関係のものだということの御説明があつたのですが、ここに特に土地という問題に對しては、これは農業なり、或いは林業なりいろいろありまして、ここに鉱物というものが掲げてありますが、そのうした面に對してただ單に水面というだけで、ちよつと理解に苦しむ点があ

るのでございしますが、こうした点に對して、今の説明を伺へば成程水産関係ということは分るのですが、こうした点につきましては、外にもう少し考へらるべき点がなかつたかどうか。もう一遍重ねて一つ……

○政府委員(高辻正己君) 水産資源だけを申上げましたが、その水というところで、広く資源のいろいろの場合における水に關係ある資源を言つておるのであります、河川というやうなものもこれに入りまして、それを非常に細かく言つておきますと、外の資源についても同様な問題が出て来ると思ひますので、一応水面ということと全部を含まして考へたつもりであります。勿論先程申上げましたやうに、これが資源という面でもいろいろ細かくいひますればいろいろ場合が出て来ると思ひますが、それは計画の立案と

いうやうなものと關連しまして、いろいろな分野について詳しいことは政令で定めるといふことになるのであります。

○浅岡信夫君 了承。

○力ニエ邦彦君 第二條に「北海道総合開発計画(以下「開発計画」といふ。)を樹立し、これに基づく事業を昭和二十六年度から当該事業に關する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従ひ、実施するものとする。」といふので、(「これに基づく命令を含む。')といふことはどういふことなのであつたか。

○政府委員(高辻正己君) 御承知のように、この当該事業に關する法律と申しましては、例えば鉱業資源に關しなふにそれ、或いは鉱業法案というやうな法律があるわけではござい

ますが、それを勿論書いて置きませんでも、法律を要するものについては法律の規定に従つてやつて行くのは當然であります、念のためにこれが書かれたわけでありまして、して見ますと法律につきましては、それ、法律なり政令に關するものもあつた、又はその法律の實施のために省くといふものが出る場合もございまして、その法律を基本にした命令というものはいろいろあり得ますので、そういうものもこれに入るのだという意味で括弧を附したわけでございまして。

○力ニエ邦彦君 この二條の後段に「これに基づく事業」といふことは、前段の「北海道総合開発計画」、その計画がなされ、この樹立されたものを具體的に「これに基づく事業」といふものは、結局具體的には工事であるとか、機械を据えるとかさういふやうなことを指すのですか。

○政府委員(高辻正己君) 細かく申しますれば、さういふことにならうかと思ひますが、この北海道開発法でここにいわゆる北海道総合開発計画といふものを作りますと、それが現實の面で働いて行く、その仕事そのものがここにいろいろいわゆる事業なのでござい

ます。

○力ニエ邦彦君 そうしますと、第二條の前段と後段とは、前段は開発の計画であつて、計画を樹立するといふことで、後段は樹立されたものに基いて實施をするといふことに解釈して間違ひないですか。

○政府委員(高辻正己君) その通りでございまして。

○町村敬重君 元來北海道の開発というものは、もう随分長く行われておるし、現在道庁でも相当なことをやつておるのですが、今回新たにこういう総合開発というこの計画が起きて来て、いわば新たになさんとするといふことになるのですが、これは余程その点をしつかりやしませんと、恰も終戦後に政府が開拓計画をやりました、そして開墾事業をやつた、ところが今日五年間経つて見ても、あれだけの巨万の金を使つてもその割合にその結果が現れなかつたといふやうなことから考へまして、北海道は勿論随分残されておることは私も非常に残されておると思ひますけれども、今度はこれを計画する時に、ただ一種のお祭り騒ぎにこれが終るやうなことになるしてしまつては大変だ、さういふ点について私は政府も開発庁を作り、又實際の事業は各省が行う、併し今までの大体の仕事は道庁がやつておるのでありますから、この三つの關係ですね、これに對して一つどういふ政府のお考へがあるか、私はこの三つの關係というものは非常に今後のこれを實際に運営して行く上において、その結果を見ることが非常にむずかしいのだと思ひますが、勿論この開發事業は私は將來の日本における人口問題の解決には、これより残されたものはないといふことは存じておりますけれども、運営が若し誤りますと、北海道の現在残されておるものがむずかしいものが残されておると思ひますから、そこらあたりの見解を一つお伺いします。

○政府委員(小野哲君) 只今町村さんからこの法律の施行に當りまして、北海道開發計画を立て、これを運営して行く場合の極めて適切な御注意を賜つたのであります、この法律案のう

ちにも考えられておりますように、国が今回北海道総合開発計画を取上げまして、これに基づいて事業を実施して行く。いわば国策の重要な一環として実施して行くという熱意を持つておるのでございます。ただその場合におきまして開発計画を立てます場合におきましては、御承知のごとく現在の行政組織の運用から申しまして各方面に跨つておるような次第でございますが、今回御審議を蒙りまして北海道開発庁が産れました場合におきましては、これが中心となつて開発計画を立て、且つ又これを推進して行く場合の機軸所にもなり、又関係各行政機関相互の連絡調整を図つて行きたい、かような意図を持つておるのであります。尙北海道開発計画が、具体化して参りますに連れまして、その実施面において只今御指摘になりましたように相当関心を持ち、又相互に齟齬を来さないように配慮いたさなければならぬ点が多かりと存じます。従いまして、これにつきましては参議院の制度を設けて関係行政機関の者を参與として、北海道開発庁長官の輔佐役として活動し得るような途を開き、且つ審議會を設けまして各方面の学識経験者による適正な助言によつて運営を図つて行くという方法をとつて行きたい。その場合におきましては、地方公共団体と北海道との開発計画の実施の調整という問題にもなつて来るのでございまして、これにつきましては関係地方公共団体が、必要ある場合におきましては適当な意見を申出ることが出来るようにいたしまして、その関連を緊密に持つて行くようにいたしたい。かように考えておる次第でございます。

ます。併しながら従来の北海道開拓の現状から考えまして、お説のように北海道開発計画を具体的に実施して行きます場合におきましては、以上申し上げましたような考え方を念頭に置きながら、これを実施面において調整を図るよう政府としてもいたして参りたい。さような場合においては北海道開発法が所期の使命を果し得るよう運用して行きたいということを考えておるような次第でございます。只今の御質疑に對しましては、政府は十分御趣意を尊重いたしまして今後支障のないように一層努力いたしたいと、かように考えております。

○カニエ邦彦君 第三條についてお伺いするのですが、第三條に「関係地方公共団体」とあるのですが、これは北海道の開発に關係のある地方々々の公共団体という意味なのか、或いはこれは北海道内、或いは道庁を指しているのですか、もう少しこれを具体的にいいますと北海道開発に關係のある地方公共団体というものは、可なりこれは範囲が随分あるかと思ひます。例えば新潟にいたしても或いは福井にいたしても、その他青森にいたしても、これは関係地方公共団体等には違ひないので、この点のお考えはどうでありますか。

○政府委員(小野哲君) 只今カニエさんから御質問がございましたが、第三條の開発公共団体の範囲如何、この点でございますが、北海道のごとき地域における開発計画を立て且つこれを実施して行きます場合におきましては、相当広範囲に亘つて關係のある地方公共団体があることを予想いたしたのでございます。従いまして單に北海道の区

域内における地方公共団体のみならず、これと關係を有する他の地方公共団体、即ち全国的に見渡しまして、この開発計画に關して關係を生ずる地方公共団体が内閣に對して意見を申出ることができると、かように解しておる次第でございます。

○カニエ邦彦君 第三條の末に「内閣に對して意見を申し出ることができ」と、或る程これは意見を申出ることができ得ないよりは、申出ることができ得ないという規定にした方がよいのでは、どの程度に實際その意見を慎重に聞くか、或いは極めて聞き流しの從來やつておるような程度に聞くということになれば、何ら意味がないと思ふのですが、そういうたものでなくして、これに對して可なり、或いは委員会の中に入れたら、機關を通じてもう少しはつきりした力を持たないというやうなことはどうかと思ふのです。その点はどうかお考えでございますか。

○政府委員(高辻正己君) 御尤もな御質問でございますが、關係地方公共団体の中でも、特に北海道の総合開発計画という面から關係の深いのは、北海道という地方公共団体であると思ひますが、この点につきましては、第十條を御覧になりますと、北海道開発審議會というのがございます。その審議會の委員の中に、北海道知事と北海道議會が加つておるやうなわけでございます。従つて北海道という地方公共団体の利害という点には、ただに第三條の規定のみならず、第十條の面からいいたしても十分な反映は期せられると思ふのでございます。

その他いろいろ關係地方公共団体があるわけでございますが、これらにつきましては、今申し上げましたやうな措置を講ずることは困難だと思われまゝするので、三條だけ止めたわけでございます。三條だけ止めたわけでは、意見を申し出ることができない。と書いてありますのは、書いていない場合に比しまして、やはり相當に尊重をするというところが、この裏面には含まれておるものと存ぜられるのでございます。

○カニエ邦彦君 この第五條ですが、第五條の点では「北海道開発庁は、開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基づく事業の実施に關する事務の調整及び推進にあたる」ということになつておるのでありますが、先程私が第二條の点で御質問を申上げたときには、計画を樹立して、この事業を実施すると、実施機關のようにこの二條の後段でははつきりしておるのです。ところがこの第五條へ参りますと、「事務の調整及び推進にあたる」と、何かこう実施に關しての事務調整と推進だけをやるやうな感じを受けるのですが、この点は一体どうなんでしょうか。

○政府委員(高辻正己君) これ又御尤もな御質問でございますが、この第三條の關係で申します事業を実施するのは、主体は実は国でございます。国がこの事業の実施をするという点には何ら変更がないわけでございます。この第五條におきましては、北海道開発庁の所掌事務の範囲と権限を明確にしたのでございます。即ち北海道開発庁は、この開発計画について調査立案することが一つの仕事であ

ると同時に、この開発計画に基づく事業の実施というものは、国の機關がそれぞれ行うわけでございますが、その行う事業につきまして、北海道開発庁が特に事業の実施に關する事務の調整、まあ關係の各省いろいろございましてと思ひますが、そういう国の機關が行うにつきまして、ちうがくがないやうに事務の調整を図る、それから又推進を行うという、この北海道開発庁の所掌事務の範囲という点から、このやうな規定が置かれたわけでございます。

○カニエ邦彦君 北海道開発庁は、今の説明によると、こういつた計画の調整並びに推進に當るといふやうなことがありますが、先程町村委員からも、希望であり質問のやうなことがあつたのですが、これでありまして、如何にも折角新しく作る開発庁が、予算権も実施権も持たないというやうなことで、而もその計画は、如何に立派な計画がここで樹立されるかは知りませんが、その計画がそのまま間違ひなく実施されるとは問題があるのであつて、立派な計画を樹立したといつても、ばらばらの機關がばらばらに行うというやうなことは、恐らく私はやはり過去我が国が北海道の開発を重要だと叫びつやつて来たこと、何ら結局においては変り得ないやうな感じを受けるのであります。又事実今まで幾多の例を見まして、何ら予算権も実施権も持たさずに、ただ計画だけをやらすということになると、その計画の空廻りになつてしまふという虞れがあるので、この点については政府はどういうお考えですか。

○政府委員(小野哲君) カニエさんの

御質問は、誠に御尤もと存じます。北海道開発庁が設置されました際におきましては、北海道開発に関する計画その他の問題につきましては、北海道開発庁が中心となつて取運ばれて行くという事は、極めて望ましいことである

れたような次第でございます。

をうまく動かせるかという問題、この御意見は如何ですか。

のであります。と同時に、地方公共団体である北海道自体が、或いは国の委任を受けまして行い得るものの中にはあるであらう、かように予想いたされるのであります。この間の調整につきましては、先程触れましたような北海道知事、或いは北海道議会議員等が構成員になつております審議会において、相当の間の調整を図り得るのではなからうか、尙又地方団体である北海道とそれから国の関係におきましては、これ又この国務大臣が閣議に出

のがやはり十実施されるべきであつて、それが八であつてもいいか、七であつてもいいか、仮にそれが十一になつても、十二になつても、やはり完全なる総合計画の上に行われるのでありますから、この点が非常に私は問題になるのじやないか、實際実施の面で、成る程文章の上では何ら間違ひがないように一応考えられるのであります。が、實際は役所の仕事というものは、すべて過去においてそういう点から能率が上つていないのです。だからこの点について一応私はやはり開発庁がつと強力な実施にまで、総合実施にまでやるべきであるという考え方を保持しているのであります。この点についてはどうなんでしょうか。

御質問は、誠に御尤もと存じます。北海道開発庁が設置されました際におきましては、北海道開発に関する計画その他の問題につきましては、北海道開発庁が中心となつて取運ばれて行くという事は、極めて望ましいことである

れたような次第でございます。

をうまく動かせるかという問題、この御意見は如何ですか。

のであります。と同時に、地方公共団体である北海道自体が、或いは国の委任を受けまして行い得るものの中にはあるであらう、かように予想いたされるのであります。この間の調整につきましては、先程触れましたような北海道知事、或いは北海道議会議員等が構成員になつております審議会において、相当の間の調整を図り得るのではなからうか、尙又地方団体である北海道とそれから国の関係におきましては、これ又この国務大臣が閣議に出

のがやはり十実施されるべきであつて、それが八であつてもいいか、七であつてもいいか、仮にそれが十一になつても、十二になつても、やはり完全なる総合計画の上に行われるのでありますから、この点が非常に私は問題になるのじやないか、實際実施の面で、成る程文章の上では何ら間違ひがないように一応考えられるのであります。が、實際は役所の仕事というものは、すべて過去においてそういう点から能率が上つていないのです。だからこの点について一応私はやはり開発庁がつと強力な実施にまで、総合実施にまでやるべきであるという考え方を保持しているのであります。この点についてはどうなんでしょうか。

御質問は、誠に御尤もと存じます。北海道開発庁が設置されました際におきましては、北海道開発に関する計画その他の問題につきましては、北海道開発庁が中心となつて取運ばれて行くという事は、極めて望ましいことである

れたような次第でございます。

をうまく動かせるかという問題、この御意見は如何ですか。

のであります。と同時に、地方公共団体である北海道自体が、或いは国の委任を受けまして行い得るものの中にはあるであらう、かように予想いたされるのであります。この間の調整につきましては、先程触れましたような北海道知事、或いは北海道議会議員等が構成員になつております審議会において、相当の間の調整を図り得るのではなからうか、尙又地方団体である北海道とそれから国の関係におきましては、これ又この国務大臣が閣議に出

のがやはり十実施されるべきであつて、それが八であつてもいいか、七であつてもいいか、仮にそれが十一になつても、十二になつても、やはり完全なる総合計画の上に行われるのでありますから、この点が非常に私は問題になるのじやないか、實際実施の面で、成る程文章の上では何ら間違ひがないように一応考えられるのであります。が、實際は役所の仕事というものは、すべて過去においてそういう点から能率が上つていないのです。だからこの点について一応私はやはり開発庁がつと強力な実施にまで、総合実施にまでやるべきであるという考え方を保持しているのであります。この点についてはどうなんでしょうか。

適當である、かように考えておる次第でございまして、かくすることによつて北海道総合開発計画の実施を最も力強く推進し、且つこれを遂行することができぬのではなからうかと思つておる次第であります。もとより只今カニエさんから御指摘のように、北海道開発庁が一面総合予算を樹立する責任官庁となり、一面これを実施する場合の

うと思ひます。勿論十人以内でございしますので、この人数には法の制限が十人という事でございしますが、できるだけこの関係行政機関の次官なり、或いは事務官なり、局長等適當な職員のうちから開発長官が命じて、特に事務上の連繫を図るというふうに考えておる次第でございします。

○カニエ邦彦君 その点では尙も有一點物足りない法案の感じがするのであります。それは先ずあとにいたしまして、この第七條の「參與十人以上を置き」、そしてその參與には「庁務に參與させる。」二項に「參與は、関係行政機関の職員のうちから、長官が命ずる。」ということですが、この參與は予め大体お決めになつておるかと思つるのであります。どういふ人を、十人お置きになるのですか。

○カニエ邦彦君 この只今の説明によると、大体従来各委員会、審議会と、政府の機関によるものは定員法並びに政令によつて定められたものでしても凡そ百何十もあろうかと思ひますが、ところがそれらの中に殆んど紋切り型のように參與という制度が設けられてありまして、その參與は盡くその次官或いは局長ということになつておる。そういういたしますと、この參與といふものが實際ただけその目的のために動いておるかという事になるのです。ところがその殆んど實際を調べて見ますと、次官、局長はおの／＼も自分の任務ですらも、手一杯の仕事を各官庁とも持つておるのです。その外に各委員会、審議会の參與を又持つておる。その參與もただ開発庁一つだけなら又考えようもあるのです。ところが各委員会何十となく參與を持つておつて、實際どうやつて適切な仕事ができ得るかという点であるのです。

○政府委員(高辻正己君) この參與については、関係行政機関との連繫を円滑に処理することができまうように置いたわけでございますので、自然この參與と申しますのは、特に關係の深い者ということになるのは當然でございしますが、現在この參與を十人以上を誰にするかという事は、具体的にはまだ考へる時期に達してないのではありませんが、この制度の趣旨から考えまして、或いは農林次官、建設次官というふうなふうな者に自然落付くだらうと思ひます。

これは現実に、もう恐らく私は法律の條文の上にのみ、そしてこういふ機關を設けているというだけのことであつて、どれだけ實際効果が挙つてゐるかという事については、私はもつと外の方法によるべきではないか。少くとも新らしく作り上げて行くところの開発

庁に対しては、どうも従来のこの參與の型ではないけなないのじやないかという感じを受けるのですが、その点のお考へはどうでございしますか。

○政府委員(小野哲君) 只今カニエさんから、參與のごとき制度を設けること、實際上その任に當る政府職員が手一杯で能率が挙らんではないか。又効果がないではないかと、こういう御質問と拜聴したのであります。御承知のごとく北海道の開発に關しましては、關係各行政機関も相當多岐に亘つておられます。又予算の運営等から申しましても、その円滑なる実施につ

きましてはどうしても關係行政機関がこれに參画しなければならぬということとは申すまでもないのでございします。特に北海道の開発計画がこの法律にも書いてございしますように、土地、水面その他もろ／＼の事項に亘つております。やうな關係もございします。只今御指摘になりましたやうな、關係行政機関の職員が參與として參画いたしました場合において、必ずしも御心配になるやうなことは起らないであらうと、政府といたしましては、この法律案を立案いたします場合におきまして、北海道総合開発の性格に鑑みまして、又北海道開発庁の任務に鑑みまして、この種制度が最も適當である、こういう結論を得たやうな次第でございまして、この參與制度の任務なり、或いはその運用につきましては、勿論只今御注意になりました御趣旨を十分に体し

この第二項の「關係行政機関の職員のうち」ということがあるのですが、この關係行政機関とは、勿論最もこの開発に重要な關連を持つ北海道庁も關係行政機関の大きなものであらうかと思つております。この点はただ政府機関といふ意味なのですか。或いは北海道庁も關係行政機関ということにお考へになつてゐるのですか。その点はどうですか。

○町村敬實君 この開発庁の、つまり行ふべき仕事は、余程現在では……今回の開発は明治の初めの開発と違つて、やり易い所は全部やり盡してあつて、残つておる所は、數量は少くても非常にむづかしい所であるのですから、私は道庁との、つまり地方庁がやりますやうな仕事はこれは地方庁が飽くまでやつて、その數量は少くても非常にむづかしい仕事にこの開発庁が當つて行くといふ、その見解はどうですか、政府にお尋ねいたします。

○カニエ邦彦君 そろそろと、私はこういう參與の制度を是非設けるといふことであらば、やはりこの実体であるところの北海道庁のうちから、職員のうちからでも、或いは知事が委員会に出れば、やはりその下の副知事であるとか、或いは局長、部長であるとかという者のうちから、やはり參與のうちに一名加えるといふことが、この運営を円滑に、又連絡等においても密接に行ひ得るということに思ふのでございしますが、その点はどうお考へですか。

○政府委員(高辻正己君) 只今次官からお話下さいました「關係行政機関」といふのは、一応そういうふうな解しておるわけでありまして、第七條の參與制度を置きましたゆゑんのものは、これは第三條にありますように、国が北海道開発計画を樹立いたしましたので、その事業の実施が各省に亘るものでございしますので、国の機關としての各省と

○政府委員(高辻正己君) この法案自体は、その実施の面に關しましては、先程申し上げましたやうに事務の調整と推進だけに關連して来るわけでございます。只今お話のやうな事柄につきましては、これは従前行なつて参りました実施の大要等を十分にこの際検討いたしました。只今お話がありましたやうな方法が、若し国の行ふべき開発事業の実施といたしまして適當であるといふことでありますれば、おの／＼からそういう方法にもこの際検討を加えて改正して行くのがいいのではないかと存するのではありません。

○町村敬實君 これはやはり道庁もすでにやつておることでございますから、大抵の仕事は道庁がやつておる仕事が多いのでありますから、それで新たに開発庁ができて北海道の開発を扱

○政府委員(高辻正己君) 只今次官からお話下さいました「關係行政機関」といふのは、一応そういうふうな解しておるわけでありまして、第七條の參與制度を置きましたゆゑんのものは、これは第三條にありますように、国が北海道開発計画を樹立いたしましたので、その事業の実施が各省に亘るものでございしますので、国の機關としての各省と

○町村敬實君 これはやはり道庁もすでにやつておることでございますから、大抵の仕事は道庁がやつておる仕事が多いのでありますから、それで新たに開発庁ができて北海道の開発を扱

○政府委員(高辻正己君) 只今次官からお話下さいました「關係行政機関」といふのは、一応そういうふうな解しておるわけでありまして、第七條の參與制度を置きましたゆゑんのものは、これは第三條にありますように、国が北海道開発計画を樹立いたしましたので、その事業の実施が各省に亘るものでございしますので、国の機關としての各省と

○町村敬實君 これはやはり道庁もすでにやつておることでございますから、大抵の仕事は道庁がやつておる仕事が多いのでありますから、それで新たに開発庁ができて北海道の開発を扱

○町村敬實君 これはやはり道庁もすでにやつておることでございますから、大抵の仕事は道庁がやつておる仕事が多いのでありますから、それで新たに開発庁ができて北海道の開発を扱

う以上には、その道庁との関係といふもので、やはり地方庁がやり得るような仕事にはもう殆んど手を出さなくてはならない。そして片方の方では本当にやり得ないむずかしい仕事、本当の、いわゆる真の開発をやつて行くといふようなところに、相当の重点を置かれて行く必要があるのじやないかと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 只今町村さんが御指摘になりましたように、具体的な開発計画を実施して行きます場合におきましては、さような考え方を織り込んでやつて行くべきではないかと、かように存じます。現行におきまして北海道庁が国の委任を受けてやつておるものもあるのですが、この種総合開発計画を樹立いたしました場合におきましては、十分にこれらの点を検討を加へまして、御趣旨のような方向に向つて北海道開発庁を中心となつて運営すべきであらう、又これを期待しておる次第であります。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて。

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

○小林三郎君 北海道開発法案は、誠に我々北海道に住んでおりますところの道民としては、非常に結構なことでございますが、併し御承知のようには北海道は非常に寒いのでありまして、我々北海道に住んでいる者がもう少し住み易いようにして頂かなければならぬ。それについては、御承知のようには、内地と違つて非常に寒いために、生活費等も北海道は非常に余計にかかるというふうなことになるま

するから、結局税金も、所得税ぐらひは北海道に住む者は半分ぐらひにして貰うというように、人工的に土地の開墾ばかりでなしに、或いは資源の開発をやれるものいのでなければ、最も面倒であるところの気候、気候を変えて行くことは到底できませんから、北海道に折角の人が多くありませんか、これは寒くてどうも北海道にいられないというふうなことで、夏行つては又直ぐ帰るといふようなことが今まで多いのであります。こういうふうな面においては、この折角の北海道開発の問題を政府においてはどういふふうにお考えになつておられますか、この点お伺ひして置きたいと思ひます。

○政府委員(小野哲君) 只今小林さんからお話がありましたように、北海道の気候風土等の点から、本土と異つた措置を講ずる必要があるのではないかと、正しく御尤もの点であると存じます。これらの点につきましては、勿論具体的問題として処理されるべきこととでありまして、ここで抽象的にかくあるべきであるといふことを申し上げることは如何かと思ひますので、或いは寒冷地帯といふふうな意味合におきまして特別な措置を講ずる、或いは地方団体に對しおきまして、地方住民の負担との関連におきまして、或いは寒冷、積雪の要素を取入れ、又は人口密度等の関係も考慮に入れまして、今後は新たに設けられます地方財政平衡交付金制度の運用の上で考慮を拂つて行きたい、かような考えを持つておるのであります。その他北海道総合開発計画が今同提案いたしましたこの法律案によつて力強く推進されます曉におきまし

ては、政府といたしまして重要国策の一環として、特に重要国策として、この北海道総合開発計画を取上げております熱意に徴しまして、今後更に各制度に亘つて改善を加えて参ることに私は期待いたしておるような次第でございます。

○カニエ邦彦君 第十條ですが、これ以内閣総理大臣が任命する委員二十人以上で審議院を設置する。衆議院議員のうちからと、参議院議員のうちからと、北海道知事、それから北海道議会議長、学識経験者云々といふことになつておるのですが、この点、国務大臣の下にあるいわゆる諮問機関である審議院に、一体立法府の議員を委員にするといふことが、どうもこの点は甚だ合理性がないように思ふのですが、この点についてはどういふふうなお考えを持つておられますか。

○政府委員(小野哲君) お答え申し上げます。行政機関である北海道開発庁の諮問機関である北海道開発審議会の委員中に、国会議員のうちからそれぞれ、両議院の指名する議員を加えるといふことを規定いたしました趣旨につきまして申し上げたいと思ひますのであります。御承知のごとく立法、行政、司法の三部門がそれぞれ獨立いたしまして権限を行使し、国政の円満な発展を図るという三権分立の立場から申し上げますと、原則的には御尤もな御質問と存ずるのでございますが、具体的に本件について考えますと、北海道総合開発計画を立案して行くという点から考えまして、必ずしも不適当であるとは考えられないのでございます。御承知のごとくに国会法第三十九條は原則として

議員が兼職をするといふことを禁止いたしておるのでございますが、一方又法律で定められたような場合又は国会の議決に基づくならば、国会議員が公務員を兼職し又は内閣行政各部の各種の委員、顧問、参事その他これに準ずる職に、就くことができる余地を残しておるのでございます。如何なる場合に国会議員が三権分立の精神に副いながら行政各部の地位をかねることが適當であるかといふことは、個々の具体的場合について決定する外はなからうと思ふのでございます。御案内のように、すでに現行の各種機関につきましても、先例もあることでございますが、この北海道開発審議会は、北海道開発庁が北海道の開発計画を科学的総合的に立案するに當りまして広く衆智を集める必要から設けられる諮問機関であります。従つてその意味においてその委員の中に博學であり経済に富む国会議員を加へることは必要と存ずるのでございます。一方この北海道総合開発が、この法律案にも掲げておりますように国民経済の復興及び人口問題の解決に寄與するため、国策として、又国家的一大事業として取上げられております関係上、先程も申しましたように北海道知事及び北海道議会議長を加へて現地の意向を反映せしむると共に、全国民の代表者である国会議員を委員の中に加へるということは、政府といたしましては時宜を得た措置ではないかと存じておるような次第でございます。而もこの審議会は、執行或いは議決の機関ではなくして諮問機関である点に鑑みまして、憲法上或いは国会法の精神から考えまして、これに悖るものではない、かように考え

ました結果、この法律案のように両院の議員が北海道開発審議会の委員たり得る途を開いておるものであります。御了承願ひたいと存じます。

○カニエ邦彦君 この点については今の折角の御答弁ではあります、然然としないのですが、それは後にいたしまして、大体一項の衆議院の場合、五人、三人と明確に規定されているのですが、どういふわけであらうか。二項の参議院の場合、おの／＼人員が五人、三人と明確に規定されているのですが、どういふわけであらうか。

○政府委員(高辻正己君) 極めて御尤もな御指摘であります。これは衆議院議員のうちから五人、参議院から三人といたしましたのは、概ね議員の定数に比例したわけなのでございます。が、この議員定数に比例して員数を分けるというところにつきましては、御承知のような檢察官適格審査会といふような国家的機関につきましても、すでに先例もございまして、それをそのまま北海道開発審議会についてもそのやうな比例といふ單純な意味合いか、五人、三人といふ数字が出て来たやうなわけでありまして、御承知のやうに衆議院と参議院とはおの／＼性格も違ひ、又双方とも獨立してやつておるものであつて、特にそれが全体のアンバランスで計算されているといふやうな根拠については、実に不満足に思ふのであります。この点もいろいろ質問があるのですが、あとは私としては責任大臣の答弁を求めたい点が沢山残つております。又予算等の問題についてはいふよりも、関係大臣から聞くべき筋合ひのものであらうかと一應考

第四條 警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七條第一項中「警視庁又は道府県警察部を、内務局、中央警察学校、地方警察学校、警視庁又は道府県警察部に改め、「引続き市町村警察の職員となつた場合」の下に「その官吏が引続き恩給法第十九條第一項に規定する公務員である国家地方警察の職員又

- 一 巡査部長又は巡査である警察吏員
- 二 警部補である警察吏員
- 三 警察長又は前二号に掲げる者以外の警察吏員
- 四 第四十六條第三項但書第三段の専門家、技術者又は書記

第一項の規定を適用する場合においては、前項第一号及び第二号に掲げる職員は、これを恩給法第二十三條に規定する警察監獄職員とみなし、前項第三号及び第四号に掲げる職員は、これを同法第二十條第一項に規定

都から俸給を受ける者のうち前項の規定により国庫から俸給を受ける者とみなされる者又は市町村から俸給を受ける者のうち前項の規定により国庫若しくは都道府県から俸給を受ける者とみなされる者の恩給法第五十九條の規定の準用により国庫又は都道府県に納付すべき金額の収入手続については、左の例による。

一 国庫から俸給を受ける者とみなされる者の国庫に納付すべき金額は、俸給の支拂をする際その支拂をする吏員がこ

第五條 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

方警察の職員、都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員として在職し、更に引き続き都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員となつた場合を含む。」を加へ、「これを従前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。」を「これを同法第十九條第一項に規定する公務員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。」に改め、同條に次の二項を加える。

前項の都道府県の消防訓練機関の職員又は市町村の消防職員とは、都道府県又は市町村の職員で左の各号に掲げるものをい

警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）附則第七條第三項から第五項までの規定は、第二項の規定を適用する場合に準用

第六條 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十條中「引き続き市立立保健所の職員となつた場合」の下に「（その都道府県の保健衛生に關する事務に従事する職員が引き続き都道府県の保健衛生に關する事務に従事する職員又は市立保健所の職員として在職し、更に引き続き市立保健所の職員となつた場合を含む。）」を加へ、「これを従前の身分のまま動続するものとみなし」を「これを文官として動続するものとみなし」に改め、同條に次の一項を加へる。

警察法（昭和二十二年法律第百九十六号）附則第七條第四項の規定のうち同法同條第二項第四号に掲げる職員に関する部分及び同條第五項の規定は、前項の規定を適用する場合に準用する。

第七條 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第八十四條中「引き続き当該公立学校の事務職員となつた場合には、これを従前の身分のまま勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定を準用する。」を「引き続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合（その地方事務官が引き続き恩給法（大正十二年法律第四十八号）第二十二條に規定する教育職員若しくは準教育職員又はこれらの職員とみなされる者として在職し、更に引き続き公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合を含む）には、これを同法第二十二條第一項に規定する教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を適用する。」に改め、同條後段を削る。

第八條 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二條中「公務員」を「公務員又は準公務員」に改め、「引き続き公立の学校の職員となつた場合」の下に「（その公務員又は準公務員が引き続き同法第十九條に規定する公務員若しくは準公務員

又はこれらの者とみなされる者として在職し、更に引き続き公立の学校の職員となつた場合を含む。）を加え、「教育職員」を「教育職員又は準教育職員」に改め、同條に次の二項を加える。

2 前項の公立の学校の職員とは、左の各号に掲げる者をいう。

一 公立の大学の学長、教授、助教授、常時勤務に服することとを要する講師又は助手

二 公立の高等学校の校長、教諭、養護教諭、助教諭又は養護助教諭

三 公立の中学校、小学校、盲学校、ろう学校若しくは養護学校の校長、教諭若しくは養護教諭又は公立の幼稚園の園長、教諭若しくは養護教諭

四 第二号に掲げる学校の常時勤務に服することを要する講師

五 第三号に掲げる学校の助教諭、養護助教諭又は常時勤務に服することを要する講師

3 第一項の規定を適用する場合においては、前項第一号から第三号までに掲げる職員は、恩給法第二十二條第一項に規定する教育職員とみなし、前項第四号及び第五号に掲げる職員は、同法第二十二條第二項に規定する準教育職員とみなす。

第九條 恩給法の一部を改正する法律（昭和八年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第十條を次のように改める。

第十條 削除

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第二條中恩給法臨時特例第三條の改正規定は、昭和二十五年七月分の恩給から適用し、第一條中恩給法第二十三條第五号の改正規定は昭和二十四年七月一日から、第二條中恩給法臨時特例第七條第一項及び第八條第二項の改正規定は昭和二十五年一月一日から、附則第八項の規定は昭和二十三年一月一日から、附則第九項の規定は昭和二十二年五月三日から、附則第十項の規定は昭和二十三年九月一日から、附則第十一項の規定は昭和二十五年四月一日から、それぞれ適用する。

（恩給年額の改正）

2 昭和二十三年十一月三十日以前に給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、旧特別職の職員の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）の規定による俸給を受けた者、裁判官若しくは檢察官又はこれらの者の遺族の恩給であつて同年十一月一日以後給與事由の生じたものを除き、昭和二十五年一月分以降、その年額を左の各号の規定による年額に改定する。

一 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給については、第二号及び第三号に規定するものを除く外、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第一号表の仮定俸給年額を退職又は死亡

亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

二 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給で内閣總理大臣若しくは日本國憲法第七條の規定による認証官（裁判官を除く。）又はこれらの者の遺族に係るもの（親任官又はその遺族の恩給であつて昭和二十二年五月二日以前に給與事由の生じたものを含む。）については、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

三 昭和二十二年五月三日から昭和二十三年六月三十日までに給與事由の生じた恩給で旧裁判官の報酬等の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）若しくは裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の規定による俸給を受けた裁判官又はこれらの者の遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

四 昭和二十三年七月一日以後給與事由の生じた恩給については、第五号及び第六号に規定するものを除く外、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第四号表の仮定俸給年額を退職又は死亡

当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

五 昭和二十三年七月一日以後給與事由の生じた恩給で旧内閣總理大臣等の俸給に関する法律（昭和二十三年法律第五十五号）の規定による俸給を受けた者又はその遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第五号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

六 昭和二十三年七月一日以後給與事由の生じた恩給で裁判官若しくは檢察官又はこれらの者の遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第六号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

3 昭和二十三年十一月一日から昭和二十四年十二月十一日まで給與事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料で裁判官若しくは檢察官又はこれらの者の遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が十七万七千六百円をこえるものを除き、昭和二十五年一月分以降、その年額を、その計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第七号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額に改定する。

4 前二項の規定による恩給年額の

改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

5 昭和二十四年十二月三十一日以前に給與事由の生じた増加恩給若しくは傷病年金又は扶助料に対する扶養家族又は扶養遺族の員数による加給の年額を計算する場合においては、同年同月分までに係るその年額の計算については、なお従前の例による。

6 前項の規定する加給については、昭和二十五年一月分以降、その年額を恩給法臨時特例第七條第一項又は第八條第二項の改正規定を適用して算出して得た年額に改定する。

7 前項の規定による加給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。但し、恩給法臨時特例附則第二十一條但書の規定による請求をしていない受給者については、この限りでない。

8 (特定郵便局長の旧在職年の通算) 昭和二十二年十二月三十一日現在において恩給法第二十條第二項に規定する准文官としての特定郵便局長であつた者が引き続き同條第一項に規定する文官としての特定郵便局長となつた場合においては、その文官としての就職に接続する当該准文官としての勤続年数分の二に相当する年月数を同法第十九條第一項に規定する公務員としての在職年数に通算する。

9 (公立図書館の職員に対する恩給法の適用) 昭和二十二年五月二日現在において恩給法第十九條第一項に規定

する公務員であつた者が引き続き公立図書館の館長、司書又は司書補若しくは書記となつた場合(その公務員が引き続き同法第十九條第一項に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き公立図書館の館長、司書又は司書補若しくは書記となつた場合を含む。)においては、同法第二十二條第一項に規定する教育職員として勤続するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

10

昭和二十三年八月三十一日現在において建設省建築出張所に勤務する官吏であつた者が引き続き都道府県たる普通地方公共団体の職員となつた場合においては、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を準用する。

11 (都道府県立少年教護院の職員に対する恩給法の適用) 昭和二十五年三月三十一日現在において都道府県立少年教護院に勤務する恩給法第十九條第一項に規定する公務員であつた者が引き続き都道府県立少年教護院の院長、教護、医師、教母又は書記となつた場合(その公務員が引き続き同法第十九條第一項に規定する公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き都道府県立少年教護院の院長、教護、医師、教母又は書記となつた場合を含む。)においては、同法第

(別表)

第一号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	假定俸給年額
一四、四〇〇円	三八、二〇八円
一五、八四〇	四〇、四二八
一七、二八〇	四二、七八〇
一八、七二〇	四五、二六四
二〇、一六〇	四七、八九二
二二、〇八〇	五〇、六七六
二四、〇〇〇	五三、六一六
二五、九二〇	五六、七二四
二七、八四〇	六〇、〇二四
二九、七六〇	六三、五〇四
三一、六八〇	六七、二〇〇
三三、六〇〇	六九、二〇〇
三六、〇〇〇	七三、一二八
三八、四〇〇	七七、三七六
四〇、八〇〇	八一、八七六
四三、二〇〇	八六、六二八
四五、六〇〇	九一、六五六
四八、〇〇〇	九六、九八四
五〇、四〇〇	一〇二、六一二
五二、八〇〇	一〇八、五六四
五五、二〇〇	一一四、八七六
五七、六〇〇	一二一、五四八
六〇、〇〇〇	一二八、六〇四
六二、四〇〇	一三六、〇六八
六四、八〇〇	一四三、九七六
六七、二〇〇	一五一、三四〇
六九、六〇〇	一五八、七九二
七二、〇〇〇	一六五、四二八

第二号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	假定俸給年額
九一、二〇〇	一八五、六〇四
九六、〇〇〇	二〇二、〇〇八

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が八六、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の三百倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を假定俸給年額とする。

第三号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	假定俸給年額
三三、六〇〇円	七九、五九六
四〇、八〇〇	九一、六五六

(ロ)

簡易裁判所判事又はその遺族の恩給

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	假定俸給年額
四八、〇〇〇円	七九、五九六
五二、八〇〇	九一、六五六
五七、六〇〇	一一、六七二
六二、四〇〇	一一八、六〇四
六七、二〇〇	一二八、〇九二
七二、〇〇〇	一七〇、五四四
八一、六〇〇	一九六、八〇〇
八六、四〇〇	二一八、四〇〇

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が四八、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の百六十五倍に相当する金額(一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を假定俸給年額とする。

(ハ)

裁判官又はその遺族の恩給であつて前二表に規定するもの以外のもの

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	假定俸給年額
六二、四〇〇円	一九六、八〇〇

六七、二〇〇	二二八、四〇〇
七二、〇〇〇	二二八、〇〇〇
八一、六〇〇	二四〇、〇〇〇
八六、四〇〇	二六四、〇〇〇
九六、〇〇〇	二七六、〇〇〇
一〇〇、〇〇〇	二八八、〇〇〇
一四四、〇〇〇	四八〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が一〇〇、〇〇〇円である場合において退職時における俸給年額が二八、八〇〇円以上であつた者に係る恩給については、この表記載の仮定俸給年額にかかわらず、退職時における俸給年額が二八、八〇〇円であつた者に係るものについては三六四、八〇〇円を、退職時における俸給年額が三〇、〇〇〇円であつた者に係るものについては三八四、〇〇〇円を、それぞれ仮定俸給年額とする。

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が六二、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の三百十五倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

第四号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
二二、四〇〇	三八、二〇〇
二四、二四〇	三九、三〇〇
二四、九六〇	四〇、四二八
二五、八〇〇	四一、五九二
二六、五二〇	四二、七八〇

二七、三六〇	四四、〇〇四
二八、〇八〇	四五、二六四
二八、九二〇	四六、五六〇
二九、六四〇	四七、八九二
三〇、四八〇	四九、二六〇
三一、二〇〇	五〇、六七六
三二、〇四〇	五二、一三八
三二、七六〇	五三、六一六
三三、六〇〇	五五、一五二
三四、三二〇	五六、七二四
三五、八八〇	五八、三五六
三七、四四〇	六〇、〇二四
三九、〇〇〇	六一、七四〇
四〇、五六〇	六三、五〇四
四二、一二〇	六五、三二八
四三、六八〇	六七、二〇〇
四五、二四〇	六九、一〇〇
四六、八〇〇	七一、一〇〇
四八、三六〇	七三、一二八
四九、九二〇	七五、二二八
五一、四八〇	七七、三七六
五三、〇四〇	七九、五九六
五四、六〇〇	八一、八七六
五六、一六〇	八四、二一六
五七、七二〇	八六、六二八
五九、二八〇	八九、一一二
六〇、八四〇	九一、六五六
六二、四〇〇	九四、二八四
六三、九六〇	九六、九八四
六五、五二〇	九九、七五六
六七、〇八〇	一〇二、六一二
六八、六四〇	一〇五、五五二
七一、七六〇	一〇八、五六四
七四、八八〇	一一一、六七二
七八、〇〇〇	一一四、八七六
八一、一二〇	一一八、一六四
八四、二四〇	一二一、五四八
八七、三六〇	一二五、〇二八

第五号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
一八、〇〇〇	二八八、〇〇〇

九〇、四八〇	一二八、六〇四
九三、六〇〇	一三二、二八八
九六、七二〇	一三六、〇六八
九九、八四〇	一三九、九六八
一〇二、九六〇	一四三、九七六
一〇六、〇八〇	一四八、〇九二
一〇九、二〇〇	一五二、三三四
一一二、三二〇	一五六、六九六
一一五、四四〇	一六一、一八四
一一八、五六〇	一六五、七九二
一二一、六八〇	一七〇、五四四
一二四、八〇〇	一七五、四二八
一二七、九二〇	一八〇、四四四
一三一、〇四〇	一八五、六〇四
一三七、二八〇	一九〇、九二〇
一四三、五二〇	一九六、三八〇
一四九、七六〇	二〇二、〇〇八

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
四六、八〇〇	六九、一二〇
五四、六〇〇	七九、五九六
六二、四〇〇	九一、六五六
七〇、二〇〇	一〇二、六一二
七八、〇〇〇	一一一、六七二
九三、六〇〇	一二八、六〇四
一〇九、二〇〇	一四八、〇九二
一二四、八〇〇	一七〇、五四四
一四〇、四〇〇	一八〇、四四四
一五六、〇〇〇	一九六、八〇〇
一七二、六〇〇	二一八、四〇〇
一八七、二〇〇	二四〇、〇〇〇
二〇二、八〇〇	二六四、〇〇〇
二一八、四〇〇	二八八、〇〇〇
二三五、二〇〇	三二六、四〇〇
二八〇、八〇〇	三四五、六〇〇
二九六、四〇〇	三六四、八〇〇
三一二、〇〇〇	三八四、〇〇〇
三九〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が六二、四〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の百分の百六十倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

第六号表

年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が四六、八〇〇円未満の場合においては、その年額の百分の百四十七倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

第七号表

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額	仮定俸給年額
六六、〇〇〇	六九、一二〇
七二、〇〇〇	七九、五九六
八〇、四〇〇	九一、六五六
九一、二〇〇	一〇二、六一二
一〇三、二〇〇	一一一、六七二
一二〇、〇〇〇	一二八、六〇四
一三九、二〇〇	一四八、〇九二
一五八、四〇〇	一七〇、五四四
一七七、六〇〇	一八〇、四四四

恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつた俸給年額が六六、〇〇〇円未満の場合においては、その年額の百分の百四十七倍に相当する金額（一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

四月六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
日本政府在外事務所設置法案
日本政府在外事務所設置法案

日本政府在在外事務所設置法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、日本政府在在外事務所の設置及び所掌事務並びにこれに置かれる職員及びその給與について規定することを目的とする。

(日本政府在在外事務所の設置)

第二條 外務省の在外公館として、日本政府在在外事務所(以下「在外事務所」という。)を置く。その名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
在ニューヨーク日本政府在在外事務所	アメリカ合衆国ニューヨーク市
在サンフランシスコ日本政府在在外事務所	アメリカ合衆国サンフランシスコ市
在ロサンゼルス日本政府在在外事務所	アメリカ合衆国ロサンゼルス市
在ホノルル日本政府在在外事務所	アメリカ合衆国ホノルル市
在シアトル日本政府在在外事務所	アメリカ合衆国シアトル市

2 特別の必要がある場合において、政令の定めるところにより、予算の範囲内において、前項に規定するものの外、在外事務所を増置することができる。

(在外事務所の所掌事務)

第三條 在外事務所は、左の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 所在国との間の貿易の振興を図ること。
- 二 所在国との間の貿易について所在国の市況及び経済事情を調査すること。
- 三 所在国の貿易及び商事関係商

事関係法令に関する情報を伝達すること。

四 本邦の貿易及び商事関係法令に関する情報を提出すること。

五 貿易に関するあつ旋をし、及び貿易に関する照会に応ずること。

六 本邦の商品の見本を展示し、及び本邦との貿易について本邦の経済事情に関する情報を提供すること。

七 旅行に関する照会に応じ、及び旅行に関する情報を提供する。

八 国籍に関する事務を行うこと。

九 戸籍に関する事務を行うこと。

十 法令の規定に基いて公の証明に関する文書を作成すること。

十一 日本人の遺産の保護管理に関する事務を行うこと。

十二 本邦の重要法令(連合国最高司令官の指令を含む。)を在留邦人に周知させること。

十三 前各号に掲げるものを除く外、在留邦人の保護及び通商に関する利益の増進に関する事務を行うこと。

(在外事務所所長)

第四條 在外事務所は、所長を置く。

2 在外事務所所長は、外務大臣の命を受けて、在外事務所の事務を統括する。

3 在外事務所所長に事故があり、又は在外事務所所長が欠けた場合においては、あらかじめ外務大臣が指定する職員がその事務を代理する。

する。

(職員)

第五條 在外事務所に置かれる職員(以下「職員」という。)は、外務省の職員とする。

(職員の給與)

第六條 職員には、一般職の職員の給與に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)による給與の外、在勤手当及び住居手当を支給する。

(在勤手当)

第七條 職員には、任所に到着した日の翌日から帰国又は他の任所への転勤を命ぜられて任所を出発する日の前日まで、在勤手当を支給する。

2 職員が一時帰国を命ぜられた場合においては、任所を出発した日から任所に帰着する日まで、在勤手当を支給する。

3 職員が任所において死亡し、又は離職した場合においては、その死亡し、又は離職した日の属する月分までの在勤手当を支給する。

(住居手当)

第八條 職員の配偶者が職員の任所にある場合においては、その配偶者が任所に到着した日の翌日からその配偶者の帰国又は職員の転勤のために任所を出発する日の前日まで、その職員に住居手当を支給する。

2 職員が任所において死亡し、若しくは離職した場合又は職員の配偶者が職員の任所において死亡した場合においては、その職員の死亡若しくは離職の日又はその配偶者の死亡の日の属する月分までの住居手当を、それぞれその配偶者又は職員に支給する。但し、職員が任地において死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡の日から九十日をこえない期間において、その配偶者に住居手当を支給することができる。

住居手当を、それぞれその配偶者又は職員に支給する。但し、職員が任地において死亡した場合において、外務大臣が特に必要があると認めるときは、死亡の日から九十日をこえない期間において、その配偶者に住居手当を支給することができる。

(在勤手当及び住居手当の支給額)

第九條 在勤手当及び住居手当の支給額は、別表に定める額とする。

2 在勤手当及び住居手当は、十二分して毎月支給する。

3 職員に対して支給する在勤手当及び住居手当の号別は、外務大臣が定める。

(在勤手当及び住居手当の日割計算の方法)

第十條 第七條第一項若しくは第二項又は第八條の規定によつて在勤手当又は住居手当の日割計算をする場合においては、その月分の額は、手当月額に勤務した日数を乗じた額をその月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数で除した額とする。

(給與の支拂)

第十一條 一般職の職員の給與に関する法律によつて職員に支給される給與の支拂は、職員が指定する者にすることができ。

(扶養手当を支給しない場合)

第十二條 職員の扶養親族が任所にある場合においては、その職員に対しては、一般職の職員の給與に関する法律第十一條に規定する扶養手当で当該扶養親族に係るものは支給しない。

(手数料)

第十三條 第三條各号に掲げる事務に關して在外事務所において手数料を徴収する場合及びその額は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 在外事務所所長が統括する第三條各号に掲げる事務の処理に關しては、他の法令中「領事」又は「領事官」とあるのは「日本政府在在外事務所所長」と、「領事館」とあるのは「日本政府在在外事務所」と、それぞれ読み替へるものとする。

別表

号	在勤手当年額	住居手当年額
一 号	五、八〇〇米ドル	
二 号	五、五〇〇米ドル	
三 号	五、一〇〇米ドル	
四 号	四、八〇〇米ドル	
五 号	四、五〇〇米ドル	
六 号	四、二〇〇米ドル	
七 号	三、九〇〇米ドル	
八 号	三、六〇〇米ドル	
九 号	三、四〇〇米ドル	
十 号	三、二〇〇米ドル	

四月七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給法中一部改正に関する請願(第一七一五号)

第一七一五号 昭和二十五年三月二十四日受理

恩給法中一部改正に関する請願

請願者 東京都目黒区大原町

一、二二四国立東京第二病院
二、病院内全国国立病院患者同盟内
小田島健二郎外二名

紹介議員 藤野繁雄君

戦争による身体障害者の生活は窮乏の極に達しているから、恩給法を改正して（一）両手両足切断の重度身体障害者に対しては現行給與制度による生活費の二分の一片手片足切断者以上の者に対しては四分の一および他の傷小不具者に対しては五分の一をそれ／＼増額せられたいとの請願。

四月八日本委員会に左の事件を付託された。

一、日本政府在外事務所設置法案（予備審査のための付託は四月六日）

四月八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

労働省設置法等の一部を改正する法律案

労働省設置法等の一部を改正する法律案

労働省設置法等の一部を改正する法律案

第一條 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十号を次のように改める。

四十 失業保険の任意適用事業の事業主又は任意適用の日雇労働者が加入又は脱退の申請をした場合に、これを認可すること。

第八條第十号中「産業安全研究

所」を「産業安全研究所及び労働基準監督官研修所」に改める。

第十條第七号中「昭和二十二年法律第四十六号」を削り、同号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によつて給與が支給される者に対し失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）に規定する條件に従つて行ふ退職手当の支給に關すること。

第十一條中「産業安全研究所」を「産業安全研究所」に改め「労働基準監督官研修所」に改める。

第十二條の次に次の一條を加える。

（労働基準監督官研修所）

第十二條の二 労働基準監督官研修所は、労働基準監督官に対し、その職務を行うのに必要な訓練を行う機關とする。

2 労働基準監督官研修所は、東京都に置く。

3 労働基準監督官研修所の内部組織は、労働省令で定める。

第十三條第一項の表中船員労働連絡会議、安全装置性能審議会、特別地区職業安定審議会、職業安定連絡協議会及び労働統計調査審議会の項を削り、中央特殊技能試験審議会の項を「特殊技能試験審議会」に改め、中央職業安定審議会の項中「公共職業安定所」を「労働大臣の諮問に應じ、公共職業安定所」に改め、同項の次に次の一項を加える。

地方職業安定審議会

都道府県知事の諮問に應じ、公共職業安定所の業務の施行に關する重要な事項を調査審議すること。

改め、同項の次に次の一項を加える。

第十六條第一項の表中地方特殊技能試験審議会及び衛生管理者試験審議会の項を削る。

第十八條第二項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 公共職業安定所は、前項に定めるものの外、国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によつて給與が支給される者に対し失業保険法に規定する條件に従つて行ふ退職手当の支給に關する事務をつかさどる。

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

第二條 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「都道府県職業安定審議会及び特別地区職業安定審議会」を「及び地方職業安定審議会」に改め、同條第二項中「關係都道府県知事の申請に基いて」を削り、「都道府県内の一部を管轄区域とする」を「又は二以上の都道府県の区域の一部を管轄区域とする」に改め、同條第三項中「特別地区職業安定審議会は、労働大臣又は關係都道府県知事の諮問に、」を削り、「都道府県及び地区職業安定審議会」を「地方職業安定審議会及び地区職業安定審議会」に改め、同條第四項中「關係都道府県知事の諮問に、」を削り、「都道府県及び地区職業安定審議会」を「地方職業安定審議会及び地区職業安定審議会」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。